

令和8年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 令和8年3月6日(金)

散 会 令和8年3月6日(金)

仁 木 町 議 会

令和8年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

◆日 時 令和8年3月6日（金曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 行政報告

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について
令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）

日程第8 議案第1号 令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）

日程第9 議案第2号 令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

日程第10 議案第3号 令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

日程第11 議案第4号 令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 執行方針 令和8年度仁木町町政執行方針
令和8年度仁木町教育行政執行方針

令和8年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 令和 8年 3月 6日（金） 午前 9時30分
散 会 令和 8年 3月 6日（金） 午後 1時27分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（8名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生
4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫
8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

7 番 上 村 智 恵 子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	桂 下 友 芳
教育長職務代理者	加 藤 浩 子	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 参 事	関 雅 樹
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	菅 敦
企 画 課 長	奈 良 充 雄	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	菊 地 健 文	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。上村議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から、令和8年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、8番・嶋田議員及び1番・前田議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る2月26日木曜日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、承認2件、議案15件の計17件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が2名から2件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。別紙、議事日程のとおりであります。はじめに、定例会1日目。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6から第7の専決処分については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第8から第11の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12の執行方針については、令和8年度仁木町町政執行方針及び令和8年度仁木町教育行政執行方針の説明でございます。1日目はここまでとし、散会といたします。次に、定例会2日目。日程第13の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、木村議員1件の順で行います。日程第14から第17の令和8年度各会計予算については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称については、令和8年度各会計予算特別委員会です。委員数は議長を除く議員8名でございます。日程第18の条例改正については、予算に関連する議案のため、提案説明を受けた後、令和8年度各会計予算特別委員会に付託し、審査いたします。

令和8年度各会計予算特別委員会の日程案につきまして申し上げます。1日目・3月9日は正副委員長の互選を行います。2日目・3月10日は付託議案の説明を行います。3日目・3月11日、4日目・3月12日は付託議案の質疑を行います。5日目・3月16日は付託議案の質疑及び討論・採決を行います。

続いて、日程第19から第22の条例制定及び条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第23の計画策定については、即決審議でお願いいたします。日程第24の契約変更については、即決審議でお願いいたします。2日目はこまでとし、散会といたします。続いて、定例会3日目。日程第25の委員会の閉会中の継続審査、日程第26の委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配付のとおり各委員長より申し出がございませぬ。

次に、会期について申し上げます。令和8年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日3月6日金曜日、会期は開会が3月6日金曜日、閉会が3月18日水曜日の13日間といたします。なお、3月7日から8日、及び10日から16日までは休会といたします。

続いて、その他事項でございませぬが、3月11日水曜日の昼食時に、学校給食試食会を実施いたします。内容は記載のとおりでございませぬ。また、当面する行事予定についてはお手元に配付のとおりでございませぬ。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月6日から3月18日までの13日間にしたいと思ひます。これにご異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、3月6日から3月18日までの13日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき3月7日及び8日、並びに10日から16日までの計9日間休会にしたいと思ひます。これにご異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月7日及び8日、並びに10日から16日までの計9日間休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願ひます。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。令和8年第1回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和8年第1回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員の皆さまにおかれましては、何かとご多用のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、菅選挙管理委員会委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

道路はすっかり雪解けが進み早い春の訪れを感じる今日この頃であります。

さて、先の衆議院選挙におきましても、自民党は316議席を獲得し、歴史的な勝利を収めました。一つの政党が衆議院で3分の2以上の議席を取ったのは戦後初のことであり、高市政権が安定的に政権運営ができる強力な政治基盤を確保することになりました。選挙結果を踏まえ、国民が期待するものとして、これまでの歪んだ政治を正し閉塞感漂う社会から現実的な解決策とそれに伴う経済政策に大きな期待を寄せているものと受け止めているところであります。選挙後の国会における高市内閣総理大臣の施策方針演説では、「日本列島を強く豊かに」というキャッチコピーの下、農山漁村、中山間地域をはじめ、47都道府県のどこに住んでいても安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある。これが高市内閣の目指す日本の姿であると申しておりました。これまでも国は住民サービスの向上や行政体制の強化を図るために、市町村合併を自治体に促し、各地域が持つ特性や資源を活かし、持続可能な社会を実現させるために、地方創生を推進してまいりました。ただ根本的な解決策にはつながっておらず、地方の衰退に歯止めがかかっていない状況にあります。先日、厚生労働省が発表した速報値によると、国内の出生数が70万人台となり、10年連続で過去最少を更新し、想定より大幅に減少が加速しており、社人研の推計では70万人台となるのは2042年と見込んでいたのが、17年早いペースで進んでいるとのこと。このような実態を踏まえ、現実を直視したままではないのではなく「挑戦しない国に未来はない、守るだけの政治に希望は生まれない」と述べられた高市総理の言葉を汲み、我々も積極果敢に地域が抱える課題に対し取組み、力強い地域構造の構築に向けて歩みを進めてまいり所存であります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認2件、議案15件、計17件の議案を提出しております。令和8年度予算案等のご審議をいただくにあたり、私の方から来年度に向けて町政に対する考え方及び予算案の概要について申し上げ、議員各位の皆さまのご理解とご協力をお願いいたしますとともに、格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和8年第1回仁木町議会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、仁木町教育大綱の策定について申し上げます。教育大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、策定が義務付けられており、教育委員会と私で組織する仁木町総合教育会議において協議を進めてまいりました。この度の大綱は、教育政策の方向性を共有し、教育基本法第17条に規定される基本的な方針を参酌した上で、第6期仁木町総合計画に即し、従前の大綱を踏襲しながら策定したものであります。

大綱の内容といたしましては、理念を「町民に質の高い教育を」とし、目標として「未来につなぐ豊かさ

を育む確かな教育の創造」、「うるおいとやすらぎを生む心の豊かさと文化の創造」の2点を掲げ、「学校教育の推進」、「家庭・地域での教育の充実」、「生涯学習の充実」の3点を体系として位置付けております。詳細につきましては、別途お手元に「仁木町教育大綱」を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。

なお、策定いたしました大綱は、首長が定めるものとされておりますが、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行権を首長に与えたものではなく、教育委員会の権限に属する事務については、従来どおり教育委員会が管理・執行するものであります。今後におきましても、総合教育会議を通して、緊密に情報交換し、両者が教育政策の方向性を共有した中で、こどもたちの心身ともに健やかな成長を促すとともに、いつでも、いつまでも学べる環境づくりに向けて取り組んでまいります。

次に、生活協同組合コープさっぽろとの地域課題解決に向けた包括連携協定の締結について申し上げます。2月20日、役場庁舎において、生活協同組合コープさっぽろ（理事長 大見英明氏）と包括連携協定を締結いたしました。同組合は、道内有数の生活物資供給事業者として、店舗販売や宅配事業「トドック」を展開しているほか、本町においても移動販売事業「おまかせ便カケル」を実施するなど、地域における生活物資供給の確保に向けた取組を進めております。本協定は、仁木町とコープさっぽろが相互に連携し、双方の資源を有効に活用しながら協働して取り組むことにより、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的としております。今後は、本協定に基づき、買い物環境の向上に向けた取組や、外国人との共生社会実現に向けた相互支援など、本町が抱える課題の解決に向け、連携して取り組んでまいります。

次に、北海道新幹線ニツ森トンネル工事に係る発生土の受入期間等の協定変更について申し上げます。北海道新幹線ニツ森トンネル工事は、昨年3月に尾根内工区が貫通し、3月5日にはニツ森トンネル全体の貫通式が挙行されたことにより、倶知安・赤井川間が貫通いたしました。このうち、尾根内工区の掘削工事に伴う発生土につきましては、令和4年までに約36万m³が排出される見込みとされ、地域住民の皆さまのご理解とご協力の下、長沢地区内の町有地で受け入れてきたところであります。その後、工期の遅延により、受入期間を令和8年まで延長したい旨の依頼があり、これを了承してきた経過がありますが、この度、鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、トンネル工事の遅延を理由として、受入期間を令和10年11月30日まで再度延長したい旨の申し出があったところであります。工事期間の延長に伴う受入期間の延長及び追加の発生土の受入れにつきましては、当該工事による発生土は原則として坑口のある市町村が受け入れることとなっていることなどを踏まえ、やむを得ないものとして依頼を受け入れ、協定を変更したところであります。住民の皆さまには、長期にわたりご迷惑をおかけしているところでありますが、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、第72回北海道広報コンクールについて申し上げます。道内自治体等の広報技術向上に資することなどを目的に、北海道、北海道市長会及び北海道町村会で構成される広報広聴技術研究会実行委員会が開催しております「第72回北海道広報コンクール」において、広報仁木10月号（令和7年10月9日発行、第851号）が、「広報写真 組み写真 市町村の部」で2年連続となる特選（部門第1位）を受賞しました。受賞作は、多くの地域の皆さまが参加されるイベントの一つ、町内各神社例大祭の様子を見開き2ページで構成した記事で、同記事紙面に掲載した写真の表現力や技術力、レイアウトなどが審査委員から評価され、この度の受賞に至りました。なお、本作品は、広報広聴技術研究会実行委員会より、公益社団法人日本広報協会主催の「令和8年全国広報コンクール」へ推薦されており、4月下旬頃に結果が発表される予定と

なっております。この度の受賞に満足することなく、引き続き、町の情報発信における中心的媒体として、見やすく、わかりやすい紙面の作成に努め、町民の皆さまが更に親しみを持っていただける広報紙となるよう、より一層努力してまいります。

次に、令和7年度のふるさと納税について申し上げます。今年度の寄附額は4億6500万円前後となる見込みであり、過去最高の5億5300万円の寄附額となった前年度を下回るものの、例年並みの水準で推移しております。これまでの経過といたしましては、年度当初においては、全国的に需給がひっ迫したことを背景に、「お米」を返礼品とした申込みが寄附額を大きく押し上げたほか、初夏には、前年に引き続き山形県を始めとする道外の主要産地が不作となった「さくらんぼ」に申込みが集中したことなどにより、寄附額は一時的に高い伸びを示したものの、昨年10月の制度改正により仲介サイトのポイント付与が禁止されたことなどから、昨年と比べ寄附額は減少する見込みとなっております。このことから、ふるさと振興基金を活用した、町民の暮らしに身近な事業を持続的に推進していくためにも、返礼品の出品協力の強化はもとより、広く町外へ本町の魅力を伝える広報活動の強化を始め、安定的な財源確保に向け、ふるさと納税に対する理解醸成に努めてまいります。

次に、普通河川上尾根内川護岸改修工事について申し上げます。普通河川上尾根内川護岸改修工事につきましては、令和7年9月24日開催の令和7年第3回仁木町議会定例会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき、護岸の改修工事を進めております。本工事の一部区間において、隣接する倉庫への影響を考慮し、鋼矢板による土留めを行い、護岸工事を行う工法としておりましたが、機械による鋼矢板の圧入を行ったところ、石礫などの影響により施工予定の深度まで鋼矢板を設置することが難しく、計画通りに土留めを行うことができませんでした。そのため、他の工法による施工を検討しましたが、現場条件に合った工法の選定が難しいことから、倉庫に隣接する区間については、安全が確保できないため、当該箇所の護岸改修工事を不施工といたしました。なお、不施工とした現場の状況を確認した結果、令和5年度調査時から護岸等の状況には変化が見られず、崩落などの危険性は確認されていないものの、次年度以降の施工に向けて、現在、工法の検討を行っているところであります。つきましては、工事区間の一部を不施工とすることで、契約金額の減額となることから、本工事に係る工事請負契約の一部変更について、今定例会に上程させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

行政報告は以上であります。別途お手元には、先ほども申し上げましたとおり、仁木町教育大綱のほか、国民健康保険税条例の改正について（議案第5号関連）、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画についての説明資料（議案第14号関連）、普通河川上尾根内川護岸改修工事設計変更の概要（議案第15号関連）、令和7年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）、令和7年度事業発注状況表（契約金額が100万円未満の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、加藤教育長職務代理者から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。加藤教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（加藤浩子）令和8年第1回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、本年1月11日（日）に開催しました、令和8年仁木町はたちの集いについて申し上げます。令和8年のはたちの集いにつきましては、平成17年4月2日から平成18年4月1日に生まれた方、37名を対

象に開催案内を送付し、技能実習生3名を含む21名の新二十歳の方が出席されました。当日は、町長、議長を来賓に招き式典を開催し、若鮎太鼓と仁木フルーツ合唱団のアトラクションにより、会場を盛り上げていただき、記念品にはニキヒルズワイナリーのワイン（HATSUYUKI）を贈りました。式典終了後は、ニキヒルズワイナリーを会場にして交流会を開催し、出席した14名の方から、改めて親睦を深める機会になったと喜ばれました。

次に、本年2月の吹雪による臨時休校について申し上げます。2月5日（木）の未明から6日（金）にかけて、北海道の西海上に前線を伴った低気圧が発達し、本町においても猛吹雪や吹き溜まりにより交通障害が発生することが予想されました。児童生徒の登下校時の危険を回避するため、5日（木）夕方に翌日は町内の全小中学校を臨時休校とする判断を行いました。当日は、予想に反し穏やかな朝とはなりましたが、正午過ぎには風雪が強まる時間もあったことから、今後におきましても、児童生徒の安全確保を最優先し、各学校長と連携を図りながら事務を進めてまいります。以上で、令和8年第1回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）加藤教育長職務代理者の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和8年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和8年1月13日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6882万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年1月13日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第1号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、2月8日執行の衆議院議員選挙に係る関連予算で、令和8年1月13日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。16款、道支出金、及び19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額666万4000円を追加し、補正後の合計を52億6882万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額666万4000円を追加し、補正後の合計を52億6882万5000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、国・道支出金が447万4000円の増、一般財源が219万円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。16款、道支出金、3項、道委託金、1目、総務費委託金につきましては、衆議院議員選挙に係る道委託金447万4000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため219万円を繰入れするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、4項、選挙費、4目、衆議院議員選挙費につきましては、目を新設し、2月8日に執行されました衆議院議員選挙に係る選挙経費として投票管理者報酬から、10ページのコピー使用料まで、合わせて666万4000円を追加したものでございます。11ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で承認第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和8年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和8年1月22日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1148万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8031万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年1月22日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第2号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、国の交付金を活用した物価高騰対策に関する予算で、令和8年1月22日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金と19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額1148万9000円を追加いたしまして、補正後の合計を52億8031万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費と3款、民生費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額1148万9000円を追加いたしまして、補正後の合計を52億8031万4000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、国・道支出金が1140万円の増、一般財源が8万9000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1

目。総務費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金165万5000円の追加、2目。民生費国庫補助金は、物価高騰に対応した子育て応援手当に係る補助金974万5000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。19款。繰入金、1項。基金繰入金、1目。財政調整基金繰入金につきましては財源調整のため8万9000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款。総務費、1項。総務管理費、5目。企画費につきましては、物価高騰対策応援商品券配付事業に係る事務費174万2000円の追加でございます。

8ページをお開き願います。3款。民生費、2項。児童福祉費、1目。児童福祉総務費につきましては、次ページにかけまして、高校生年代までの子ども1人につき2万円を支給する子育て応援手当にかかる費用で、需用費やシステム改修等の事務費及び応援手当910万円を含めまして、合計974万7000円の追加でございます。11ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で承認第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』は、承認することに決定しました。

日程第8 議案第1号

令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第1号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9051万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8979万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1

項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和8年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第1号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで補正いたしまして、2ページ、歳入合計額から補正額9051万5000円を減額し、補正後の合計を51億8979万9000円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。2款、総務費から、4ページ、13款、諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額9051万5000円を減額し、補正後の合計を51億8979万9000円とするものでございます。

5ページは第2表 繰越明許費でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、仁木町定住促進共同住宅建設費補助事業につきましては、共同住宅建設に係る補助費で、令和7年度に支出が終わらない見込みのため2981万2000円を次年度に繰り越すものでございます。

6ページをお開き願います。第3表 地方債補正、変更でございます。事業完了又は見込みによる限度額の減額でございます。農業競争力強化基盤整備事業につきましては限度額を1840万円に、橋りょう補修事業は2830万円に、町営住宅みずほ32改善事業は350万円に、防火水槽設置事業は3220万円に、全国瞬時警報システム受信設備整備事業は290万円に、仁木小学校エアコン整備事業は4020万円に、仁木中学校エアコン整備事業は1760万円に、銀山義務教育学校整備事業は9460万円、最後に仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修事業は2億9340万円にそれぞれ変更するものでございます。

7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国・道支出金が4957万4000円の減、地方債が6300万円の減、その他が31万1000円の減、一般財源は2237万円の増となっております。

9ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税、1項、町民税、1目、個人につきましては、所得増加に伴う収入見込みにより3036万4000円の追加、2目、法人も収入見込みにより849万4000円の追加でございます。2項、1目、固定資産税は202万7000円の減額。3項、軽自動車税、1目、環境性能割は60万4000円の減額、2目、種別割は13万3000円の減額で、いずれも収入見込みによるものでございます。

10ページをお開き願います。11款、1項、1目、地方交付税につきましては、普通交付税の確定により7977万円の追加でございます。

11ページ、13款、分担金及び負担金、1項、負担金、3目、教育費負担金につきましては、収入見込みにより139万円の減額でございます。

12ページをお開き願います。14款、使用料及び手数料、1項、使用料、5目、教育使用料は、学校施設の利用見込みにより1万1000円の追加。2項、手数料、1目、総務手数料は、税務督促手数料7000円の追加、

2目。衛生手数料は、取扱件数の増により106万円の追加でございます。

13ページ、15款。国庫支出金、1項。国庫負担金、1目。民生費国庫負担金につきましては、利用者の減少見込みに伴い2767万3000円の減額。2項。国庫補助金、1目。総務費国庫補助金は、低所得支援枠活用事業の実績により280万6000円の減額、2目。民生費国庫補助金につきましては、放課後健全育成事業費の支出見込みの減少に伴い358万2000円の減額、3目。衛生費国庫補助金は、合併処理浄化槽補助金などの確定により318万3000円の減額。

14ページをお開き願います。4目。土木費国庫補助金は、みずほ32外壁等改修工事費確定により21万3000円の減額、5目。教育費国庫補助金は、仁木小中学校のエアコン工事の基準単価変更に伴い52万5000円の追加でございます。

15ページ、16款。道支出金、1項。道負担金、1目。民生費道負担金につきましては、サービス利用者などの減少見込み及び後期高齢者基盤安定負担金の確定により965万9000円の減額。2項。道補助金、1目。総務費道補助金は、移住支援に係る地方創生推進交付金120万円の減額、2目。民生費道補助金は、戦没者遺族の弔慰金事務及び放課後児童健全育成事業費の支出見込みにより357万1000円の減額。3項。道委託金、1目。総務費委託金は、国勢調査委託金の増などにより178万8000円の追加でございます。

17ページをお開き願います。17款。財産収入、1項。財産運用収入、2目。利子及び配当金につきましては、収入見込みにより616万円の追加でございます。

18ページをお開き願います。18款。1項。寄附金、1目。一般寄附金につきましては、通常寄附及び令和8年度実施予定のリンゴ産地の再構築に関する補助事業が、エア・ウォーター北海道株式会社が取り組む自治体への寄附支援プログラムに採択されたことによりまして312万円の追加、2目。総務費寄附金は、企業版ふるさと納税100万円の追加でございます。

19ページ、19款。繰入金、1項。基金繰入金、1目。財政調整基金繰入金につきましては、9745万4000円の減額、3目。ふるさと振興基金繰入金は、充当事業の完了などにより2331万3000円の減額でございます。

20ページをお開き願います。21款。諸収入、5項。4目。雑入につきましては、スキー場リフト・ナイター照明改修事業に係るスポーツ振興くじ助成金、及びその他収入見込みによりまして1641万7000円の追加、5目。宝くじ交付金収入は、額確定により33万5000円の追加、6目。過年度収入は目を新設し、令和6年度分、障害者医療費道負担金追加交付24万2000円の追加でございます。

21ページ、22款。1項。町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

続きまして、23ページをお開き願います。歳出でございます。2款。総務費、1項。総務管理費、1目。一般管理費につきましては476万7000円の減額で、報酬月額の変更に伴う共済費の増額、その他、25ページまで額確定及び支出見込みによる執行残でございます。

25ページをお開き願います。2目。交通安全推進費は支出見込みにより14万円の減額。

26ページをお開き願います。3目。文書広報費は執行残3万2000円の減額、4目。財産管理費は、27ページまで、支出見込み及び額確定により36万1000円の減額でございます。

28ページをお開き願います。5目。企画費は448万1000円の減額で、次ページまで、額の確定及び支出見込みによるものでございます。

30ページをお開き願います。8目。ふるさとづくり事業費は、令和8年度事業での活用を予定するエア・ウォーター北海道株式会社からの寄附金及び利子のふるさと振興基金への積立てで438万8000円の追加。2

項、徴税費、1目、税務総務費は、報酬月額の変更に伴う共済費の増額及び定額減税補足給付金事業完了により604万7000円の減額、31ページ、2目、賦課徴収費は支出見込みにより8万円の減額。5項、統計調査費、3目、国勢調査費は、事業完了により7万9000円の減額。

32ページをお開き願います。4目、農林業統計調査費は財源内訳の変更となっております。

33ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、人件費変更に伴う共済費の増額の他、支出見込みにより220万9000円の減額、2目、老人福祉費は、34ページの後志広域連合負担金の額確定の他、介護事業の利用者の増減に伴う支出見込みにより473万円の減額、4目、心身障害者特別対策費は429万6000円の減額で、認定審査会負担金の額の確定及び令和6年度分障害者医療費国庫負担金返還金の増額の他、支出見込みによる減額でございます。35ページ、6目、後期高齢者医療費は、拠出金の額の確定によりまして247万4000円の減額。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は4717万2000円の減額で、仁木・銀山放課後児童クラブの人件費、委託料及び保育所入所に係る給付費の実績見込みなどによるものでございます。

37ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、人件費の変更に伴う共済費及び母子保健衛生費国庫補助金の返還金などの増減によりまして4000円の減額、2目、老人保健推進費は、令和6年度分国庫補助金の返還金3000円の追加、4目、環境衛生費は1224万9000円の減額で、ゴミ袋取り扱い枚数の増による報償費の増額の他は、39ページまで委託料及び負担金補助額の確定、実績見込みによる減額となっております。39ページ、5目、上水道費は、事業費確定による簡易水道事業会計補助金1208万7000円の減額でございます。

40ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農業総務費につきましては、人件費の変更に伴い共済費7000円の減額、3目、農業振興費は、経営所得安定対策等推進事業の額確定などにより46万円の減額、41ページ、4目、農用地事業費は、事業完了により138万3000円の減額、7目、農用地再編開発事業費は、額確定により102万5000円の減額。2項、林業費、1目、林業総務費は、森林環境譲与税の利子積立て2万2000円の追加でございます。

42ページをお開き願います。7款、1項、商工費、1目、商工総務費につきましては、人件費の変更に伴い共済費1万5000円の追加、2目、商工振興費は、事業完了、額確定により3万6000円の減額でございます。

43ページ、8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては、額確定により7万8000円の減額、2目、道路橋りょう費、4目、橋りょう維持費は、額の確定により50万6000円の減額。4項、住宅費、1目、住宅管理費も設計委託料など額の確定により96万3000円の減額でございます。

45ページをお開き願います。9款、1項、1目、消防費につきましては、通信共同化に係る負担金の確定により18万5000円の追加、2目、水防費は額確定により22万7000円の減額、3目、災害対策費は、事業完了により46万4000円の減額でございます。

47ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましては、共済費1万4000円の追加。2項、小学校費、1目、学校管理費は、工事完了等により703万4000円の減額、2目、教育振興費は、校務用パソコンの入札減により30万円の減額。3項、中学校費、1目、学校管理費は、工事完了により420万6000円の減額、48ページをお開き願います。2目、教育振興費は、校務用パソコンの入札減により479万3000円の減額。4項、義務教育学校費、1目、学校建設費につきましては、銀山義務教育学

校建設に係る設計業務等の完了により3252万3000円の減額。49ページ、5項。社会教育費、1目。社会教育総務費は、次ページまで、執行残により35万9000円の減額。

50ページをお開き願います。6項。保健体育費、1目。保健体育総務費も執行残により7万円の減額、2目。体育施設費は、額確定により3万8000円の減額、51ページ、3目。学校給食費は財源内訳の変更、4目。スキー場管理費は、灯油使用量の増加見込み及び執行残により14万6000円の追加でございます。

52ページをお開き願います。12款。1項。公債費、1目。元金、及び2目。利子につきましては209万2000円の減額で、いずれも利率確定による減額でございます。

53ページ。13款。諸支出金、1項。基金費、1目。財政調整基金費につきましては5307万8000円の追加、2目。減債基金費は、臨時財政対策債償還金の原資積立てにより767万7000円の追加、3目。公共施設等整備基金費は、利子積立てで168万円の追加。

54ページをお開き願います。4目。土地開発基金費も利子の積立てで4万9000円の追加でございます。55ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）予算書の48ページ。教育費の中で、委託料の関係なんですけれども、銀山義務教育学校の整備事業費ということで、実施設計委託料が3171万3000円となっておりますが、額がかなり大きいということで、この減額理由の説明をお願いします。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）これは実施設計の委託料でございます、この分につきましては一者で見積合わせ、基本設計を実施していただいた業者と一者による見積合わせを実施しています。その中で、内容等をきちんと整理して提示された金額が8800万円となりましたので27%の減となりまして、今回3171万3000円の減額としているところでございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これは何でこんなに下がったんでしょうね。

これは当初予算は幾らでしたか。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）当初予算につきましては1億1971万3000円を計上しておりました。

それはその同じ業者さんにも見積りを取らせていただいて、基本的にはこれぐらいかかるという話だったんですけれども、実施設計の発注前にいろいろ内容等を整理させていただいて、27%削減ということで見積りを出していただいて、契約に至った次第でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ですから、当初の設計がこういうところを見ていたんですけども、この部分が減額になったためにこの金額になりましたというのならわかるんですけども、その辺の説明はできないんでしょうか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

休憩前に佐藤議員の実施設計委託料についての答弁が残っております。答弁をお願いします。和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）お時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

銀山義務教育学校の実施設計額の減額につきましては、当初の予算段階においては、仮校舎の設置を考えておりまして、それを発注前に仮校舎を設置せず、学校に生徒が居ながらの改修という方向に変えました。その部分で、当初予算では1億1971万円の予算を取っていたんですけれども、設計段階で3000万円ほど減額しまして9017万8000円としました。その関係で実質8800万円の札が入ったんですけれども2.5%の減となった次第でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もう1点お願いします。同じく教育費なんですけれども、ちょっと前のページに戻りますけれども、この学校の空調機の関係、これも600万円ぐらい減額になっていますよね。2項. 小学校費、1目. 学校管理費、そのうちの工事費、空調機器設置工事で605万7000円減額になっていますけれども、これの減額理由をお願いします。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）この600万円の減額につきましては、仁木小学校にエアコン設置ということで予算計上していたものでございます。設計額等は何も当初予算から変更はしていないんですけれども、これは業者の入札で減額となったものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第2号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。

令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8758万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第2号、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金と6款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額10万1000円を減額し、補正後の合計を1億8758万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と2款、保健施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額10万1000円を減額し、補正後の合計を1億8758万8000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、その他が54万3000円の減、一般財源が44万2000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、後志広域連合負担金の確定に伴い44万2000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。6款、諸収入、4項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料につきましては、広域連合からの収入見込みにより54万3000円の減額でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、2目、広域連合負担金につきましては、後志広域連合負担金の確定に伴い44万2000円の追加でございます。

8ページをお開き願います。2款、保健施設費、1項、1目、特定健康診査等事業費につきましては、短期人間ドック委託料と特定健康診査委託料の執行見込みにより54万3000円の減額でございます。以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』を採決

します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第3号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）。令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9530万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和8年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第3号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料と3款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額8万6000円を追加し、補正後の合計を9530万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額8万6000円を追加し、補正後の合計を9530万円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が8万6000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料につきましては、収入見込みにより49万1000円の減額、2目、普通徴収保険料は、収入見込みにより305万2000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、額確定により64万7000円の減額、2目、保険基盤安定繰入金も額確定により182万8000円の減額でござ

います。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付金の変更確定により8万6000円の追加でございます。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第4号『令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。総則、第1条、令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中総係費の財源「661万1000円」を「620万4000円」、企業債「660万円」を「620万円」に補正する。収入。第1款、簡易水道事業収益の既決予定額は2億8881万8000円に対して補正予定額は1523万6000円の減、計2億7358万2000円。内訳といたしまして第1項、営業収益の既決予定額は6549万1000円に対して補正予定額は163万2000円の増、計6712万3000円。第2項、営業外収益の既決予定額は2億2332万7000円に対して補正予定額は1686万8000円の減、計2億645万9000円となっております。支出。第1款、簡易水道事業費用の既決予定額は2億8251万3000円に対して補正予定額は830万9000円の減、計2億7420万4000円。内訳といたしまして第1項、営業費用の既決予定額は2億6530万2000円に対して補正予定額は835万5000円の減、計2億5694万7000円。第2項、営業外費用の既決予定額は1711万1000円に対して補正予定額は14万6000円の増、計1725万7000円。第3項、予備費の既決予定額は10万円に対して補正予定額は10万円の減、0円となっております。

次のページをお開き願います。資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「5892万5000円は当年度損益勘定留保資金4893万円及び当年度利益剰余金処分額999万5000円で補てん」を「5906万8000円は当年度損益勘定留保資金5906万8000円で補てん」に改める。収入。第1款、資本的収入の既決予定額は6768万4000円に対して補正予定額は226万2000円の減、計6542万2000円。内訳といたしまして、第1項、他会計補助金の既決予定額は6272万6000円に対して補正予定額は160万2000円の減、計6112万4000円。第2項、負担金等の既決予定額は495万8000円に対して補正予定額は66万円の減、計429万8000円となっております。支出。第1款、資本的支出の既決予定額は1億2660万9000円に対して補正予定額は211万9000円の減、計1億2449万円。内訳といたしまして、第1項、建設改良費の既決予定額は1070万9000円に対して補正予定額は194万2000円の減、計876万7000円。第2項、企業債償還金の既決予定額は1億1590万円に対して補正予定額は17万7000円の減、計1億1572万3000円となっております。

企業債。第4条、予算第5条に定めた起債限度額「660万円」を「620万円」に補正する。

他会計からの補助金、第5条、予算第9条に定めた額「1億8730万2000円」を「1億7521万5000円」に補正する。令和8年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第4号、令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

主な補正は収入は額の確定と収入見込みによる補正、支出は執行残及び支出見込みによる補正となっております。

1ページをお開き願います。令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）実施計画、収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。1款、簡易水道事業収益につきましては、1項、営業収益、2項、営業外収益をそれぞれ補正いたしまして、補正予定額1523万6000円を減額し、補正後の合計を2億7358万2000円とするものでございます。

次に支出でございます。1款、簡易水道事業費用につきましては、1項、営業費用から3項、予備費までそれぞれ補正いたしまして、補正予定額830万9000円を減額し、補正後の合計を2億7420万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。収入でございます。1款、資本的収入につきましては、1項、他会計補助金、2項、負担金等、それぞれ補正いたしまして、補正予定額226万2000円を減額し、補正後の合計を6542万2000円とするものでございます。次に、支出でございます。1款、資本的支出につきましては、1項、建設改良費、2項、企業債償還金をそれぞれ補正いたしまして、補正予定額211万9000円を減額し、補正後の合計を1億2449万円とするものでございます。補正内容につきましては、9ページからの余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）に関する付属説明資料でご説明いたします。

3ページから8ページまでにつきましては、今回の補正後における財務諸表となっております。

それでは、9ページをお開き願います。余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）に関する付属説明資料でございます。9ページから11ページまでは収益的収入及び支出。12ページは資本的収入及び支出の資料でございます。9ページ、収益的収入及び支出の収入でございます。1款、簡易水道事業収益、1項、営業収益、1目、給水収益につきましては、水道使用量の増加見込みにより159万4000円の追加、2目、その他営業収益につきましては給水工事検査手数料の収益見込みにより3万9000円の追加、雑収益につきましては過料収入がなかったことから1000円を減額し、1項、営業収益を補正予定額163万2000円を追加し、補正後の合計を6712万3000円とするものでございます。2項、営業外収益、1目、受取利息及び配当金につきましては、預金利息がなかったことから1000円の減額、2目、他会計補助金につきましては、3条予算の収入支出見込みにより1048万5000円の減額、3目、長期前受金戻入につきましては、令和6年度決算額の確定により受贈財産評価額2000円、他会計補助金746万8000円をそれぞれ減額、4目、雑収益につきましては、共済保険金及び賞与引当金等の額の確定により108万8000円を追加し、2項、営業外収益を補正予定額1686万8000円を減額し、補正後の合計を2億645万9000円とするもので、1款、簡易水道収益は、補正予定額1523万6000円を減額し、補正後の合計を2億7358万2000円とするものでございます。

10ページをお開き願います。支出でございます。1款、簡易水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費につきましては、燃料費から修繕費までそれぞれ執行残及び支出見込み等により437万8000円の減額、2目、配水及び給水費につきましては、委託料から修繕費までそれぞれ執行残及び支出見込み等により276万2000円の減額、3目、総係費につきましては、旅費から貸倒引当金繰入額までそれぞれ執行残及び支出見込み等により121万5000円を減額し、1項、営業費用を補正予定額835万5000円を減額し、補正後の合計を2億5694万7000円とするものでございます。

11ページ、2項、営業外費用、1目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債の利率の変更により企業債利息35万6000円の追加、一時借入金利息につきましては支出がなかったことから21万円を減額し、2項、営業外費用を補正予定額14万6000円を追加し、補正後の合計を1725万7000円とするものでございます。3項、1目、予備費につきましては支出がなかったことから10万円を減額し、3項、予備費を0円とし、1款、簡易水道事業費用は補正予定額830万9000円を減額し、補正後の合計を2億7420万4000円とするものでございます。

12ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございます。1款、資本的収入、1項、1目、他会計補助金につきましては、4条予算収入・支出見込みにより160万2000円を減額、1項、他会計補助金を補正予定額160万2000円を減額し、補正後の合計を6112万4000円とするものでございます。2項、負担金等、1目、工事負担金につきましては、水道管移設工事等の額の確定により66万円を減額し、2項、負担金等を補正予定額66万円を減額し、補正後の合計を429万8000円とするもので、1款、資本的収入は補正予定額226万2000円を減額し、補正後の合計を6542万2000円とするものでございます。

次に、支出でございます。1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、配水施設費につきましては、水道管移設工事等の額の確定により194万2000円を減額し、1項、建設改良費を補正予定額194万2000円を減額し、補正後の合計を876万7000円とするものでございます。2項、企業債償還金、1目、建設改良等企業債償還金につきましては、額の確定により17万7000円を減額し、2項、企業債償還金を補正予定額17万7000円を減額し、補正後の合計を1億1572万3000円とするもので、1款、資本的支出は、補正予定額211万9000円を減額し、補正後の合計を1億2449万円とするものでございます。以上で議案第4号の説明を終わります。

す。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 執行方針

令和8年度仁木町町政執行方針

令和8年度仁木町教育行政執行方針

○議長（横関一雄）日程第12、執行方針『令和8年度仁木町町政執行方針』、『令和8年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、令和8年度仁木町町政執行方針について、発言を許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和8年度町政執行方針。

1. 町政執行について。

令和8年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、令和8年度の町政執行方針について申し上げます。

さて、昨年5月に、多くの町民の皆さまのご支援をいただき、4期目の仁木町長としての職に就任しましてから、2年目を迎えることとなります。4期目の立起に当たり、まちづくりへの思いである「地域の魅力を高め、ニキノチカラを発揮する」ことをテーマに「仁木愛（にぎあい）あふれる地域づくり（住環境や街並みを整備し、仁木町の特色を活かした環境整備）」、「持続可能な地域・観光づくり（暮らしの充実と魅力的な観光地域の形成）」、「力強い産業づくり（次代を見据えた産業構造の強化）」を柱とする施策を推進することを町民の皆さまにお約束いたしました。令和8年度の町政においては、「第6期仁木町総合計画」、さらには、2年目を迎える「第3期仁木町創生人口ビジョン・総合戦略」との整合性を図りながら、施策を講じてまいります。

我が国は、世界でも類を見ないスピードで少子高齢化と人口減少が進行しております。本町においても、令和7年末の住民基本台帳の人口は、前年より34人減少し3014人となりました。65歳以上の高齢者の割合も40.58%に達し、人口減少と高齢化が進行しております。こういった状況の中「人口が減っても回る社会システム」にアップデート（社会OSの更新）をしていくことが、人口戦略会議、全国知事会を始め、主要経済団体などから提言されております。社会OSの更新とは、「少ない人口でも一人ひとりが豊かに、持続

可能に暮らせるシステムへの更新」を意味するもので、これまでの人口の多さ、施設の充実度などを重視する考えから、行政のデジタル化や、外国人人材を始め多様な人材との共生などを通じ、住民一人当たりの幸福度、持続可能性を評価する概念で、本町においても社会OSのアップデートが必要なものと考えております。このことから、水道メーターのスマート化、健康管理システム（健康カルテ）の導入、住民票などの証明書のコンビニ交付の導入を手始めに、デジタル化による行政サービスの利便性が享受できる環境づくりや産業・福祉分野の担い手となっている外国人人材を始め、多様な方々が暮らしやすい環境づくりを推進してまいります。

後志自動車道仁木インターチェンジの開通により農産物の輸送品質向上、観光アクセスの改善、更には救急医療の加速化が図られ、とりわけ本町は身近で特色ある観光スポットとして、ワイナリー巡りやくだもの狩りに多くの観光客が訪れております。こういった状況の下、観光の更なる振興を図るため、本町の観光拠点である「農村公園フルーツパークにき」、「コンサドーレ仁木スキーパーク（仁木町民スキー場）」、「コンサドーレ仁木パーク（ふれあい遊トピア公園）」は施設の老朽化が進み、現在の観光スタイルとの乖離が見られることから、魅力溢れる次世代型の観光拠点へと進化させるための再構築に取り組みます。

さて、就任当初、仁木町の平均所得は240万円程度、道内の179市町村の中で164番目と道内でも下位に甘んじておりました。しかし、ワイナリーの立地やミニトマト集出荷貯蔵施設が本格的に稼働した平成30年以降、飛躍的に上昇し、令和3年には全道で19番目の339万円となったほか、過去最高のミニトマトの売上額を記録した令和5年には362万円になるなど、現在においては、道内上位に数えられるほどになっております。この驚異的な躍進は、全国一の夏秋作型の産地として、令和7年度も売上高の過去最高を更新したミニトマトを始めとする農業の振興によって達成されたものであり、生産者を始め、関係機関・団体の叡知と努力によるものですが、農業者に寄り添った支援を継続的に講じてきたことが、実を結んだものとも考えております。所得の向上は、町に活気をもたらす、次代を担うこども達への投資や、誰もが安心して暮らせる福祉を支える礎となり、まさに「仁木の地から仁木の力」を体現するものであります。関係各位の創意工夫の下、今日の好循環が持続することを願うところです。そのほかにも、インフラの老朽化への対応、気象災害への対応、鳥獣害対策、脱炭素化を始め、本町を取り巻く喫緊の課題が山積している中、町民の皆さまのいのちと暮らしを守り、本町が持続的に発展していくため、町債や基金の適切な管理によって将来を見据え、健全な財政基盤の確立に努め、歩みを緩めることなく「まちづくり」を町民の皆さまと力を合わせて進めてまいります。

それでは、令和8年度仁木町一般会計を始め、2特別会計及び公営企業会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をいただくに当たり、私の所信と主な施策について申し上げます。

2. 令和8年度予算について。

一般会計の歳入では、町税につきましては、町民税は給与及び農業所得者の所得増加等による増収を見込み、固定資産税、軽自動車税及び市町村たばこ税を合わせた町税全体では、前年度対比3040万円増の3億6624万7000円を予算計上しております。地方交付税につきましては、国の地方財政対策や物価高など経済動向等を踏まえ、普通交付税で19億2000万円を見込み、特別交付税を加えた地方交付税全体では、前年度対比7500万円増の21億円を見込んでおります。地方債につきましては、橋りょう補修事業、高規格救急車整備事業など、必要性・緊急性を勘案した事業に係る財源として6億5700万円を予算計上しております。また、地方譲与税や各交付金におきましては、制度改正や消費動向等の影響を受け、推計が難しい状況に

ありますが、前年度の実績や地方財政計画から推計し、予算計上したところであります。基金からの繰入れにつきましては、定住促進住宅補助事業、コミュニティバス運行事業などの総合戦略関連事業を始め、本年度から実施予定の宅地造成事業などについて、ふるさと振興基金1億9578万4000円を活用し事業を推進するほか、後年度の公債費負担軽減のため、減債基金を活用して地方債の繰上償還を行う予定としております。これら歳入の状況から、財源の不足分につきましては2億4115万1000円を財政調整基金から取崩し、繰入れを行うこととしております。一方、歳出につきましては、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費が増加する中、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、教育環境整備、防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策などに配慮した予算編成を行ったところであります。特に物価上昇が継続する中で、事業の執行に当たっては、設計・積算の精度向上、事業手法の見直し等により、必要な事業効果を確保しつつ、コストの抑制と平準化に努めてまいります。

予算規模。一般会計、総額59億904万3000円、前年度対比9億395万2000円（18.1%）の増。国民健康保険事業特別会計、総額2億313万9000円、前年度対比1646万2000円（8.8%）の増。後期高齢者医療特別会計、総額1億416万1000円、前年度対比1988万5000円（23.6%）の増。3会計予算の合計は、総額62億1634万3000円となり、前年度対比で9億4029万9000円、17.8%の増となっております。簡易水道事業会計の予算額は、次のとおりとなっております。公営企業会計（簡易水道事業）、簡易水道事業収益2億4412万6000円、簡易水道事業費用2億4533万5000円、資本的収入1億2176万8000円、資本的支出1億7902万2000円。

3. 令和8年度の政策について。

町民に健康と安心を。

少子高齢化の急速な進展や核家族化などにより、社会構造が大きく変化している中で、「福祉コミュニティ」の実現を目指し、令和8年度に新たな策定期間となる「第4期仁木町地域福祉計画」に沿って、仁木町社会福祉協議会を始め、各町内会や民生委員児童委員等と連携を密にしながら、地域福祉の向上を推進してまいります。

団塊の世代全員が75歳以上となる2035年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を、より強固なものへとアップデートしていく必要があります。そのためにも、現役世代が急減する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、町の最重要施策として、地域において包括的な支援やサービス提供体制を整える「地域包括ケアシステムの深化」を強く推進してまいります。第9期後志広域連合介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の最終年度にあたる本年度は、中核的な役割を果たす地域包括支援センターとともに、自立支援・重度化防止を目的とした高齢者の健康づくりと介護予防を実施し、健康寿命の延伸を図るほか、高齢者の様々な課題に対する総合的な相談窓口としての機能や、在宅医療・介護連携の更なる強化に努めてまいります。また、地域住民の生活に密着した地域福祉づくりを推進するため、互助による生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に努めることとして社会福祉法人へ業務を委託し、誰もが住みよい地域福祉の実現に取り組んでまいります。

認知症施策につきましては、認知症基本法の理念に基づき、誰もが慣れ親しんだ地域とのつながりを維持できる環境を整えることを目的に、町・社会福祉法人及び地域包括支援センターが相互に連携・補完し合いながら、町独自のサービスであります地域支援事業及び生活支援事業も含め、取組を推進してまいります。

障がい者への支援につきましては、障害者差別解消法や障害者総合支援法に基づく合理的配慮や障害福祉サービスに加え、市町村が提供する地域の実情や実態に応じた地域生活支援事業を引き続き実施してまいります。近年、身体障がいに関する相談のほか、児童の発達相談、社会参加や就労が困難な方に関する相談が増加し、特に専門知識が必要な児童の発達障がいや成年者の事案が増えていることから、しりべし圏域総合支援センターに加え、町内事業所に相談事業を委託し、相談体制の充実を図るとともに、障がいのあるこども達への早期療育事業の充実についても、引き続き努めてまいります。また、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方々の権利や財産を守るため、小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、成年後見制度の利用を支援してまいります。

子育て支援につきましては、本町では、令和6年度策定の「第3期仁木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「こども・若者・子育て世代を地域で育むやすらぎの里」を基本理念として、子育て支援施策を推進してまいります。令和5年12月に竣工した「仁木町すこやか子育て支援センター（i k o r（イコロ）」は子ども・子育て支援拠点としての機能を発揮し、「にき保育園」、「おおきな木」、「にき小型児童館」、「仁木放課後児童クラブ」が連携し、子育て世代への支援を行ってまいりました。社会福祉法人よいち福祉会にき保育園は、私立の認可保育所として通常保育に加え、延長保育及び一時預かりの実施や障がいのある児童の保育にも取り組んでおり、子育て中の親子の交流の促進、育児相談などを実施している地域子育て支援拠点「おおきな木」につきましても、子育ての孤立感、負担感の解消が図られるよう、必要な支援を行ってまいります。また、仁木放課後児童クラブや全てのこどもが利用できるにき小型児童館を設置し、こどもの居場所を確保をしたことにより、保護者の仕事と子育ての両立やこどもの健全育成を推進してまいります。大江・銀山の両へき地保育所につきましては、引き続き指定管理者制度による保護者のニーズに即した効率的な運営により、地域に根ざした保育所として特性を活かし必要な保育サービスの提供に努めてまいります。さらに、第3子以降の出産に対する出産祝金の贈呈、第2子以降の保育料の無償化、ひとり親家庭に対する保育奨励金の支給、放課後児童クラブ月額利用料等の完全無償化などの支援を継続してまいります。児童養護施設櫻ヶ丘学園において、一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができるよう、仁木町子育て支援短期利用事業を実施してまいります。近年、児童の発達相談やヤングケアラー、ひとり親家庭への支援など、家庭を取り巻く課題は複雑化・複合化しており、従来の支援体制から更に一步踏み込んだ、より包括的な相談・支援体制の構築が求められております。こうした背景を踏まえ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う新たな機関として、令和8年10月に「こども家庭センター」を設置いたします。本センターでは、これまで母子保健部門が担っている「妊産婦や乳幼児の健康管理」と、児童福祉部門が担っている「家庭児童相談や虐待防止等の福祉的支援」の機能を統合・強化し、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等を担ってまいります。また、安心してこどもを産み育てることができる地域社会の実現に向け、保健師等の専門職員がチームとなり、児童の発達障害や子育ての孤立感・負担感の解消といった課題に対応する体制を整備してまいります。国の制度創設に基づき、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を導入します。これにより、こどもの良質な生育環境を確保いたします。生涯を通じた切れ目ない健康づくり支援を推進するため、第3期健康づくり計画に基づき、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけ、心身の健康づくりに取り組めるための支援を行ってまいります。

母子保健対策につきましては、次代を担うこども達が、健やかに、そして安心して生まれ育つ環境を整えることが求められております。また、複雑・多様化する課題に対し、迅速かつ包括的に対応できる体制が必要となっていることから、妊娠届から出産・育児まで、専門職が継続して関わる伴走型支援を軸に、対人支援と経済的支援を一体的に提供するセーフティネットを強化してまいります。これらを踏まえ、本年度から新たに産後の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的に、産科での宿泊・休息や助産師が自宅に訪問して指導するなどの産後ケア事業を実施してまいります。従来実施していた乳幼児健診に加え、身体的成長のみならず、社会性や行動面の特性を早期に把握し、円滑な就学へつなげることを目的に、新たに5歳児健診を実施します。栄養士や保健師が実施する離乳食教室及び家庭訪問・保健指導等も引き続き行い、発達障がい等で、子育てに悩む家庭が増加している背景を踏まえ、臨床心理士による発達相談も継続し、妊娠、出産、子育てに関する相談体制を整備し、切れ目ない支援に努めてまいります。

成人保健対策につきましては、データに基づく予防と重症化予防のため、各世代別の健康づくり、生活習慣病予防及び重症化予防対策に重点を置き、保健師、栄養士、歯科衛生士及び健康運動指導士等が、個々に合った保健指導や栄養指導を実施します。さらに、健診結果説明会等を行いながら、健康に対する意識の醸成を図り、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診等に対し、受診環境を整え、町民の健康増進に努めてまいります。

精神保健対策につきましては、在宅の精神障がい者の方々や引きこもり等で社会に適応することが困難な方などに対し、生活の維持や社会復帰を図ることを目的とした個別対応や訪問等の支援を行ってまいります。さらに、令和8年4月より仁木町自殺対策計画に基づき、支援が必要な方々の早期発見に努め、関係機関とも連携をしながら、相談体制の充実強化を図ってまいります。

感染症対策につきましては、予防接種法に基づく乳幼児の各種予防接種のほか、インフルエンザワクチン、高齢者等に対する新型コロナウイルスワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンに対する助成や感染症に関する普及啓発を引き続き実施し、接種機会の確保と正確な情報発信による不安解消に努めてまいります。

歯科保健対策につきましては、全身の健康を支える対策として、乳幼児期からのむし歯予防対策を始め、学齢期のむし歯予防対策として町内全ての小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を実施するほか、本年度から、町内保育所に歯科医師、歯科衛生士が出向き、希望者に対し、フッ化物塗布事業を実施し、口腔環境や口腔機能の維持・向上に努めてまいります。

国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、市町村が運営してきたところですが、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、北海道が国保運営における中心的な役割を担っております。税率につきましては、これまで国保加入世帯の負担軽減に努めてまいりましたが、近年の医療技術の高度化や高齢化の進展に伴う一人当たり医療費の増加に加え、被保険者数の減少による税収への影響など、国保財政を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。こうした状況の中で、将来にわたり国民健康保険制度を安定的かつ持続的に運営し、被保険者の皆さまが安心して医療を受けられる体制を維持するため、本年度におきましては、全ての世帯で国民健康保険税率の引き上げを行うことといたしました。負担の見直しをお願いすることとなりますが、未就学児の均等割軽減や産前産後期間における免除措置などは継続し、子育て世帯等への配慮を引き続き行ってまいります。後志広域連合に対しては、北海道に支払う国保事業費納付金を含めた分賦金を支払っているところですが、本年度は前年度に比べて1501万8000円増となる1億8181万2000円の分賦金が示されております。今回の税率改定に

より財政基盤の安定化を図るとともに、今後も適正な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、保険料の徴収、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対し、健康増進を支援する特定健診・特定保健指導、胃がん・子宮がん検診等への一部補助や短期人間ドック事業、後期高齢者歯科健診を引き続き実施してまいります。医療費適正化の観点からも、生活習慣病の重症化予防と早期発見に向けた取組に一層注力してまいります。

町民の皆さまが安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図ってまいります。また、北しりべし定住自立圏における広域連携により二次医療体制及び救急医療体制の維持を図るとともに、課題となっている産婦人科体制等の周産期医療体制の確保につきましては、北後志6市町村、北海道及び関係医療機関で設置しております「北後志周産期医療協議会」の決定事項に基づき、本町も応分の財政支援を行ってまいります。

異常気象により全国で発生している自然災害に対しては、防災行政無線やJアラートを活用し、気象情報や避難情報など早期の注意喚起を行うとともに、原子力災害に対しては、災害対策本部を設置する役場庁舎に対し、放射線による被ばくを抑制するため、放射線防護対策工事の実施設計を行い、長期的に安定した原子力災害に対応できる体制を整えるなど、防災体制における不断の改善に努めてまいります。また、仁木町地域防災計画、仁木町国民保護計画、各種マニュアルの見直しや計画的な防災資機材等の整備のほか、避難所における良好な生活環境の確保を目的とした災害用ベッドを整備することや、職員が防災士の資格を取得することにより、防災知識の向上に伴う層の厚い全庁的な防災体制を構築し、地域防災力の向上と防災体制の強化に努めてまいります。

防災訓練につきましては、原子力災害を想定とした北海道原子力防災総合訓練のほか、自然災害を想定した仁木町地域防災訓練を実施し、各種災害発生時における防災関係機関の適切な役割分担と相互に連携協力した実効性のある対応方策を確認するとともに、消防や自衛隊等と連携し、町民一人ひとりが自らの判断で避難行動がとれる体制の構築に向け、防災に関する意識の高揚と知識の向上に取り組んでまいります。

消防行政につきましては、町民の皆さまの生命、身体及び財産を守ることを消防活動の使命としているところであります。現在、仁木支署では、複雑化・高度化する消防活動及び救急救命活動における知識、技能の維持・向上のため、各種研修会への参加及び訓練を行うとともに、資機材の整備を計画的に行っております。また、令和8年2月24日から小樽市消防本部に「後志共同消防指令センター」を開設し、後志管内13市町村の119番通報を受付し、初動体制の強化に努めております。

仁木消防団につきましては本年2月1日現在で男性団員80名、女性団員15名の合計95名が地域防災の担い手として、防災意識の向上、町民の皆さまへの防災啓発に努めております。

令和6年1月1日に発災した能登半島地震では、懸命な捜索・救助活動が行われ、被災した方たちは今なお大変苦しい生活をされているところであります。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とし、防災意識の向上、気象庁や各種メディアの避難勧告の見直し等、多くの取組が相乗効果をもたらし、被害の減少につながったと考えております。また、火災予防に関する広報や消防訓練により火災被害の軽減に向けた取組を継続するとともに、救急救命講習など応急手当の普及拡大に努め、更なる町民の防災意識の向上を図り、仁木支署と仁木消防団だけではなく、町、そして町民の皆さまとの連携強化による

迅速な消防・防災活動により、町民の安全・安心を確保してまいります。

交通安全対策につきましては、高齢運転者の誤操作やチャイルドシートの使い方の不備などによる事故が社会問題となっていることから、旗の波運動などの交通安全に関する教育・普及啓発活動を交通安全指導員と連携して展開するとともに、高齢運転者に対する安全運転の啓発やチャイルドシート等の購入支援、交通安全灯の計画的な保全などの多角的な交通安全対策を実施してまいります。

また、犯罪防止に大きな役割を担っている防犯灯につきましては、LED化を推進するとともに、電気代補助を継続し、町内会などの負担軽減に取り組んでまいります。

町民に質の高い教育を。

教育における地域課題やあるべき姿を共有し、効果的に教育行政を推進するため、総合教育会議において教育・学術及び文化の振興、児童・生徒の安全対策などの協議を進めるとともに、仁木町教育大綱に基づき、教育委員会と意思疎通を図り、「いつまでも・いつでも学べる町」の実現に向け、こどもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めてまいります。

町民に生活の潤いを。

生活や産業の基盤であります道路・河川及び水道の整備など、適切な維持管理を通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう取り組んでまいります。道路整備事業につきましては、児童及び歩行者の安全な通行空間を確保するため、昨年度に引き続き北町3丁目地内の町道仁小中線改良工事（延長189m）を実施してまいります。農道整備事業につきましては、農業生産活動や農作物等の輸送のために利用されている団体営樹園地農道網整備事業で整備された町道谷地線（延長960m）及び2番地通り（延長1290m）の路線について、北海道が実施する農地整備事業の地域農業の通作・輸送条件の改善を図る機能保全対策面の更新整備として、本年度の測量・実施設計の事業費に対し、町が22.5%（国55.0%、北海道22.5%）を負担し、実施してまいります。

橋りょう補修事業につきましては、町道七曲線七曲橋（延長121.6m）の塗装補修工事を実施してまいります。また、橋りょうの点検につきましては、法令で定められた5年に一度実施となる近接目視点検の3巡目に入ります。本年度は、32橋を実施してまいります。

災害が激甚化・頻発化する中、災害の発生を予防するため、緊急自然災害防止対策事業を進めてまいります。本年度は、道路防災として、町道ハツタリ線外1路線舗装補修工事（延長740m）、町道ツブタナイ線の道路法面復旧の調査・測量設計を実施してまいります。町道の維持管理につきましては、交通安全確保のため、本年度も定期的にパトロールの実施、路肩等の草刈り、路面補修などを実施してまいります。

除排雪事業につきましては、冬期間の生活道路を確保するため、町道の除雪延長約86km（車道134路線、歩道9路線）を委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため必要となります排雪業務を実施してまいります。また、個人が管理する私有道路につきましても、除雪を対象とした補助金を引き続き交付してまいります。

昨年3月、後志自動車道仁木・余市間が開通し、皆さまの日常生活の利便性は更に向上しているところであります。これに伴い、町内の交通量も増加していることから、地域活性化につながる施策の検討を着実に進めるとともに、交通安全の呼びかけ等を継続して実施してまいります。

北海道新幹線の札幌延伸工事につきましては、国の有識者会議から2030年度末の完成・開業が困難との報告が示され、延期が決定されたところです。町内においては、二ツ森トンネル（尾根内工区）が昨年3月

に貫通し、二ツ森トンネル全体の掘削工事につきましても、3月5日に貫通式が挙行されたところです。発生土の受入れにつきましても、大江及び長沢地区の住民の皆さまのご理解とご協力の下、盛土造成を進めているところであり、今後におきましても、随時、地域の皆さまに情報をお伝えしてまいります。

町コミュニティバス（ニキバス）につきましても、定時定路線で運行し、年々利用者が増加しているところであります。今後におきましても、地域活性化起業人と連携し、町内の公共交通等における様々な課題解決に向け、民間のノウハウや提案を活用した取組を展開してまいります。

町営住宅等事業につきましても、「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度は、町営住宅みずほ32外壁等改修工事を実施してまいります。

水道事業につきましても、本年度は、一般国道5号倶知安余市道路工事に伴う南町7丁目地内の町道平内浅堀線配水管移設工事（延長74.16m）及び、町道仁小中線道路改良工事に伴う配水管移設工事（延長133m）を昨年度に引き続き実施してまいります。また、水道利用者全戸に通信端末を設置し、Web明細サービス等の導入により、遠隔での漏水監視や検針員不足の解消、さらには、高齢者の見守り等にも活用するなど、安定的に地域へ水道水を供給するための整備として、スマートメーター設置工事（1575件）を実施してまいります。なお、新然別浄水場を始めとする各水道施設の機械・電気設備につきましても、各種機器の交換等、計画的な更新を進めてまいります。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

情報化施策につきましても、国は地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため地域未来交付金を創設し、その中でデジタルを活用した意欲ある地域の自主的な取組を支援しているところであります。本町におきましても町民向けのDXとして、LINEのメニューサイトを開設して各種事業を展開しているほか、本年度は住民票の写し等をコンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機等から交付できるよう進め、引き続き住民の利便性向上に努めてまいります。

住環境の整備促進につきましても、本町農業の発展や福祉の充実及び地域活性化を進める上で、住居や住宅を建設する宅地の確保は喫緊の課題であります。今後におきましても、これまで実施してきた新築住宅建設及び改修に対する助成や空き家に対する家財道具の処分支援に加え、遊休町有地を活用した宅地造成や、民間事業者と連携したモデル住宅の提案など、新たな取組にも着手いたします。

各家庭から排出される「燃やせるごみ」につきましても、6市町村からなる北しりべし廃棄物処理広域連合にて焼却を行っております。当該処理施設は、令和5年度から設備の更新工事が行われており、本年度はごみ焼却施設及びリサイクルプラザがともに基幹的設備改良工事の最終年を迎え、完成に向けて事務が進められることとなっております。「燃やせないごみ」につきましても、収集後に仁木町クリーンセンターにて再分別を行い、埋め立てしております。これまで分別収集やリサイクル資源の適正処理が励行され、ごみの減量化が図られているところであり、今後におきましても、出し方ルール徹底や各種資源ごみリサイクルに向けた啓発を推進し、町民意識の向上に努めてまいります。仁木町クリーンセンターにつきましても、これまで実施した残余容量調査などの結果をもとに、引き続き延命化に努め次期計画の策定に向けた事務を進めてまいります。センター内の水処理施設では、現在、使用する上水を供給できなくなっております。本年度において、新たに水道管を布設し、送水経路の切り替えを行って対応してまいります。粗大ごみの収集につきましても、クリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、本年度も収集を2

回実施してまいります。また、日頃のごみ出しに困っている一人暮らしの高齢者や障がいをお持ちの方に対しては、個別訪問による「ふれあい収集」を引き続き実施し、声かけによる安否確認を兼ねたごみ収集を行ってまいります。

環境対策につきまして、生活排水は国の循環型社会形成推進交付金を活用し、町内の個人設置・個人管理による合併処理浄化槽の設置に係る助成事業を継続し、快適で衛生的な生活環境の確保を図ってまいります。し尿処理については、本町を含む北後志5か町村で構成しております北後志衛生施設組合において、余市下水処理場での受入処理を開始しております。本年度は、余市町栄町にある旧施設の解体工事に着手することとなっております。

景観の整備につきましては、「第6期仁木町総合計画」において、重要な施策の一つとして位置付けており、町民の共有財産である本町の景観を守り、未来へつなぐため、地域の特性に沿った景観づくりに向けて保全意識の醸成に努めてまいります。美化活動につきましては、余市町、赤井川村とともに実施している余市川クリーンアップ作戦に継続して取り組むとともに、家族や世代間の交流も図りながら気軽に参加できる活動機会の創出にも取り組んでまいります。脱炭素社会の実現につきましては、「仁木町再生可能エネルギービジョン」の下、限りある資源の有効活用と再生可能エネルギーの普及促進により環境にやさしいまちを目指すため、町民、事業者、国、北海道、関係団体と協力・連携し、引き続き取り組んでまいります。

マイナンバーを活用した行政サービスにつきましては、国の動きに合わせて進めていくなど、住民ニーズに即した行政サービスの充実を図ることが今後更に必要となっていくものと考えております。本町におけるマイナンバーカードの交付率は、令和8年1月末現在で96.1%となっており、本年度及び令和9年度には、内蔵されている電子証明の更新のピークを迎える状況であり、窓口業務において、転入による手続きと更新手続きが重なり混雑が予想されることから、システム端末を増やし、待ち時間の軽減に努めることといたします。

町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を。

我が国の農業を取り巻く環境は、気候変動の進行、農業従事者の高齢化・減少、資材価格やエネルギー価格の高止まりなど、依然として厳しい状況が続いております。本町におきましても、猛暑などの異常気象が常態化し、農作物の品質や収量への影響が顕在化しており、農業経営の安定化に向けた対策の一層の強化が求められております。こうした中、昨年仁木町農業を振り返りますと、農耕期間である5月から9月の平均気温は、平年より1.4度高く推移したことから、各農作物の生育が全般的に早まりましたが、高温による品質や収穫への影響も散見されました。ミニトマトにつきましては、高温による落果の影響で9月以降の出荷量がやや減少しましたが、最終的に平年並の収穫量となり、単価が高水準で推移したことから、各生産組合では昨年に引き続き過去最高の販売額を記録しております。国内最大の夏秋ミニトマト産地として、持続的に発展していくため、後志農業改良普及センター北後志支所や新おたる農業協同組合との密接な連携の下、情報共有と必要な対策の実施に取り組んでまいります。水稻につきましては、一部地域で高温による白未熟粒の発生が見られたものの、後志管内の作況単収指数は100と平年並となりました。インバウンド需要や家計購入量が増加する中、民間在庫の減少に伴い、昨年に引き続き販売価格は高騰し、過去に例を見ない水準となりました。一方、国が公表した令和7年12月末の民間在庫量は、過去10年間で最高水準となる338万トンまでに急速に回復していることから、高値水準から一転して供給過剰になること

が懸念されております。収入減少影響緩和交付金や収入保険制度といった国の支援を受けることができるよう、適宜情報提供に努めてまいります。さくらんぼやぶどうにつきましては、生育は概ね順調であったものの、病害虫や鳥獣害の発生が一部園地で確認されており、また、気象変動への対応力強化の必要性も改めて浮き彫りとなっております。このため、本年度におきましては、行政として必要な支援を行うとともに、気候変動に強い農業基盤の構築を図ってまいります。

次に、農業従事者の確保と担い手育成についてであります。外国人人材につきましては、技能実習制度から育成就労制度への移行を踏まえ、引き続きベトナム政府関係機関との連携を強化し、安定的な人材確保と農業技術の相互交流を進めてまいります。また、新おたる農業協同組合が実施している他産地との労働力循環の取組についても、旅費や宿泊費への支援を継続し、農繁期における労働力不足の解消を図ってまいります。新規就農者対策につきましては、新規就農希望者の多様なニーズに応えるため、研修先受入農家の拡充を図るとともに、仁木町新規就農受入協議会が中心となり、新規就農フェアへの出展やトライアルワークを引き続き実施する計画としております。

続いて、農業資材価格高騰対策についてであります。原材料、人件費、輸送費などの上昇に伴い、資材価格が高騰し農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、引き続き本年度においても、農業用ハウス価格高騰対策事業を実施し、経営規模拡大と生産力の向上を後押ししてまいります。また、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金を活用した地域ぐるみの共同活動を引き続き支援するとともに、水稻の低コスト生産や省力化を目的とした畦畔除去などの簡易基盤整備に対する町単独支援を継続してまいります。農業用水の安定確保につきましては、余市川土地改良区が実施する頭首工改修事業への支援を引き続き行い、尾根内頭首工に係る改修事業を支援してまいります。

令和9年度から水田政策が根本的に見直され、その年々の転作を助成する水田活用直接支払交付金制度が、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する方針が示されており、本町の水田農業への影響が懸念されております。このことから、今後の動向を注視しつつ、関係機関、団体との連携の下、安定的な水田農業の確立に向けた適切な作付体系の構築を支援するほか、必要に応じて北海道町村会、後志町村会を通じて国への政策提案を行ってまいります。

有害鳥獣対策についてであります。エゾシカ、ヒグマ、アライグマなどによる農作物被害や人身被害の防止は、町民の安全・安心な生活を守る上で喫緊の課題となっております。このため、仁木町鳥獣被害対策実施隊及び北海道猟友会仁木支部に協力をいただきながら、駆除体制の強化を図るとともに、農作物に被害を受けている方に対し、シカ用くくりわな、侵入防止柵、音響・発光忌避機材等の導入支援を継続し、有害鳥獣対策の総合的な強化を図ってまいります。また、本年度からは、アライグマ一斉駆除作戦と題し、町内の農業生産者全員を対象とした、箱わな購入に対する100%助成制度（上限2万円）を開始し、地域一体となった捕獲体制の構築を進め、農業被害の抑制に取り組んでまいります。さらに、ヒグマ対策につきましては、緊急銃猟に対応するための資機材を整備し、町民の生命と財産の保護に万全を期してまいります。

企業誘致や関係人口の創出につきましては、本町が持つポテンシャルに期待する企業が増加しており、インターチェンジの開設も相まって様々な連携協定が締結されているところです。今後も官民一体となって施策を検討し、産業振興や地域活性化につなげてまいります。加えて、地域おこし協力隊につきましては、本年3月現在11名の隊員が地域活動に取り組んでおります。今後も地域力の維持、強化を図るため、

専門的な知識を有する隊員を募集するとともに、隊員の活動や定着に向けた支援を関係機関、団体と連携し行ってまいります。物価や人件費の高騰が続く中、町内の商工業者は依然として厳しい経営環境に置かれております。このため、経営の継続や事業の円滑化を支援するため、北海道の融資等を受ける資金に係る保証料助成を引き続き実施するとともに、経営指導や各種相談業務を行う仁木町商工会に対する助成を継続し、町内商工業者の健全育成に努めてまいります。

「仁木町観光管理センター」につきましては、引き続き指定管理者制度による効率的な運営を行い、観光農園や直売所との連携調整を図るとともに、果樹観光やワインツーリズムなどといった、観光情報の発信拠点として役割を担ってまいります。

「農村公園フルーツパークにき」につきましては、これまでに受けた民間提案を踏まえ、本年度は事業内容や施設機能の整理、具体化を進め、その内容を設計条件として反映しながら、施設再構築に向けた基本設計及び実施設計に着手してまいります。なお、再構築に向けた準備期間として、本年度は臨時休業とし、管理委託業務による維持管理を行ってまいります。

「コンサドーレ仁木パーク（ふれあい遊トピア公園）」及び「コンサドーレ仁木スキーパーク（仁木町民スキー場）」につきましては、今後、(仮称)仁木南インターチェンジ開通後の地域振興を見据え、地域・関係団体で構成するプロジェクトチームを設置し、再構築に向けた基本計画の策定に着手してまいります。

観光客の誘致促進に向け「さくらんぼフェスティバル」や「フルーツ&ワインマラニック」などの各種イベントにつきましては、関係者の創意工夫の下、本町の自然環境や農産物、ワインなどの魅力的な地域資源を活かした事業として、各イベント実行委員会を始め、関係各位にご理解とご協力をいただきながら、地域経済の活性化につながる取組を進めてまいります。また、イメージキャラクターを活用した観光PRなどの振興事業や、業務推進を担う仁木町観光協会に対する支援につきましても、引き続き行ってまいります。

ふるさと納税につきましては、安定的な寄附の確保を図るため、関係事業者や関係機関のご協力をいただきながら、返礼品の魅力向上や新たな返礼品の開発に取り組み、今後の制度改正の動向も注視しつつ、本町の強みを活かした持続可能な返礼品構成や事業運営となるよう、必要な対応を行ってまいります。

町民とともに推進するまちづくりを。

少子化の進行などにより、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変わり、地域社会が抱える課題も、福祉や子育て、防災、防犯など多岐にわたっております。これら地域課題に対応するためには、行政だけではなく、町内会を始め個人やまちづくり団体等がそれぞれの役割分担を考え、互いに協力し行動することが大切であり、自助、互助、共助、公助の視点に立ち、行政はより一層対話を進め、町民や関係団体とともに取り組む協働のまちづくりを積極的に進めることが求められております。町内会や各種ボランティアグループが連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを進めるため、まちづくり協働事業助成を始め、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会など住民活動への支援を継続してまいります。「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりを進めており、町民の皆さまに町政の情報をより分かりやすく、的確にお届けするため、従来の広報紙の役割を大切にしながら、引き続き読みやすく、必要な情報がすぐに伝わる紙面づくりに取り組んでまいります。また、ホームページやSNSなど電子媒体の情報共有ツールを有効的に活用し、的確かつ迅速な行政情報及び地域情報の発信に努め、親しみやすい・分かりやすい広報活動を展開するとともに、広報紙などに関する町民アンケートを

実施するなど、町民相互の連携が更に図られるよう広聴機能の強化に努めてまいります。行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる効率的・機能的な行政体制を確立するため、研修の充実を図り、職員の能力開発・人材育成に努めてまいります。また、銀山地区における新たなコミュニティ拠点施設建設につきましては、令和6年度に策定したマスタープランに基づき、銀山生活改善センター、老人憩いの家及び銀山へき地保育所の機能を一体化させた、新たな施設を令和12年度からの供用開始を目指し、整備を進めることとしており、本年度は基本設計等を実施してまいります。

4. むすび。

以上、令和8年度の町政執行に関する所信と骨格となる施策を申し述べさせていただきました。

今、人工知能を始めとするテクノロジーの力で、世界を最も大きく動かしている一人で、OpenAI社の創業者であるサム・アルトマン氏は、講演の中で「最大のリスクは、何もしないことであり、現状に留まることだ」と語りました。山積する多くの課題に直面している中、失敗を恐れるあまり立ち止まることは、一見「安定」しているように見えて、町を衰退へと導く「最大のリスク」にほかなりません。新たな一歩を踏み出すことは不安を伴いますが、変化を恐れず、知恵を絞り、町民の皆さまとともに挑戦を続けることこそが、次代に誇れる「持続可能な仁木町」を築く唯一の道であると確信しております。「現状維持」という選択肢を捨て、職員と一丸となって、未来へ向けて果敢に行動してまいりますので、議員各位並びに町民の皆さまのご理解、ご協力を切にお願い申し上げ、令和8年度の町政執行方針とさせていただきます。以上でございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後0時09分

再 開 午後1時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

次に、令和8年度仁木町教育行政執行方針について発言を許します。加藤教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（加藤浩子）令和8年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして、令和7年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、学校教育につきましては、仁木町学校教育基本方針に基づき、令和4年度から義務教育期間の9年間を見通した小中一貫教育の実現に向けた取組に着手しております。また、GIGAスクール構想のもとで生み出されてきた多様な教育実践の工夫を取り入れることにより、新しい学びの在り方へと進化しております。生涯学習においては、総合計画にある「町民に質の高い教育を」の実現に向け、これまで行ってきた事業の見直しなど、町民一人ひとりが学習できる環境を整えていきたいと考えております。

令和8年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、第6期仁木町総合計画の将来像である「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち～すべては未来の子どもたちのために～」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が連携しながら取組の方針と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要となる基礎

的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。文部科学省では、加速する社会のデジタル化の変化に対応するため、GIGAスクール構想で示された個に応じた指導をより一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、学習の充実を図るとともに、情報通信端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらの情報手段等を活用した課題解決型学習等により、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論することなどが示されております。そのため、これらの情報手段を適切に活用し、学習活動の充実を図る取組を進めていくほか、個に応じた指導が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質、能力を育成する「協働的な学び」の充実にも取り組んでいくなど様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「教育内容の充実」であります。ICT機器の活用につきましては、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。また、小中学生を対象とした、全国学力・学習状況調査においてはオンラインによる回答が段階的に進められ、本年度においても英語については、全ての学校で文部科学省CBTシステムを活用したオンライン回答が実施されることとなっております。そのため、教職員一人ひとりが、子どもたちと共にICTに慣れ親しみ、ICTスキルを向上させると共に、AIドリルを導入し児童生徒の強みを伸ばすとともに弱みを克服し、これまでの優れた教育実践とICTを融合することで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげてまいります。

外国語教育の推進につきましては、「読む」、「聞く」の2技能を判定する英検IBA、英語の発音を音声で確認することができるデジタル教科書、外国人と会話する機会として外国語指導助手（ALT）を活用しながら、英語力の定着・向上に取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、仁木町学校教育基本方針を踏まえ、導入に向けた準備として、「9年間を通じた指導計画」、「9年後の目指す子ども像」、「小中学校間の乗り入れ授業」に加え、「小中合同の教員研修」、「小中合同の公開授業」などに取り組み、仁木地区におきましては、義務教育9年間でひとまとまりと捉え、既存校舎を活用しながら系統的で連続した教育活動を進める施設分離型小中一貫教育を開始いたします。また、銀山地区に開校予定の義務教育学校につきましては、実施設計が完了しましたので、2か年に渡る工事を発注するとともに、令和10年度の開校に向けて、開校準備委員会において、「校歌・校章」及び「制服」、「開校式」や「閉校式」などについて協議するほか、学校備品などについて検討してまいります。

仁木地区・銀山地区に設置しておりますコミュニティスクールにつきましては、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みであることから、保護者や地域住民が学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンを持ち一体となって地域の子どもたちを育み、小中一貫教育や部活動の地域移行に対しても連携しながら進めてまいります。

重点の2つ目は、「教育環境の充実」であります。近年の異常気象により、北海道の気候が変化し、本州並みの暑さとなっていることから、児童生徒の健康を守るため、昨年度、全ての小中学校にエアコンの設置が完了いたしましたが、引き続き暑さ指数や熱中症警戒アラートを踏まえた運用を実施し、暑さ対策・熱中症対策に取り組めます。

教職員の働き方改革につきましては、令和6年度に策定しました、仁木町立学校の働き方改革アクションプラン（第3期）に基づき、長期休業期間中における閉庁日や定時退勤日の設定など従前からの取組を継続しつつ、校務支援システムやA Iドリル、I C T機器を積極的に活用した効率的な業務の推進、時間外在校時間の公表などを引き続き実施してまいります。

児童生徒用のタブレット端末につきましては、導入後6年が経過しており、容量不足などによる不具合が発生していますので、国の補助事業を活用し、全てのタブレット端末を更新してまいります。また、ネットワーク環境につきましても、速度の低下が見られますので、ネットワーク機器の更新も併せて実施してまいります。

重点の3つ目は、「学校給食の充実」であります。食材につきましては、本町及び後志管内を始めとした北海道産品を積極的に取り入れ、地産地消の大切さや地域の食文化を伝えるよう努めてまいります。食育につきましては、各学校と連携し、食事の重要性や楽しさ、生産者への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図ってまいります。調理業務等につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に行っておりますが、22年目を迎える調理場設備において耐用年数を超え経年劣化が見られる機器については、突発的な故障による給食の提供停止を防ぐため、本年度はスチームコンベクションオープンなどの更新や調理員の労働環境改善のためにエアコンの導入を予定しております。また、食料品等の物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、令和7年度に引き続き学校給食費の免除を実施いたします。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつまでも学べるよう地域において様々な学習機会に出会える環境を整えることを目指しています。本町におきましても、第6期仁木町総合計画や教育大綱を踏まえ、子どもから高齢者までがいつまでも、いつでも学べる町づくりを目標として、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「いつまでも学習の推進」であります。いつまでも学習の推進につきましては、仁木町社会教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めるとともに、行政、学校及び地域が協力して、世代を超えた学習機会を創出するため、町内の社会教育関係団体並びにその他民間企業に協力をいただき、年間を通して多様な体験活動の実施を目指します。

子どもの読書活動につきましては、第2期仁木町子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に着けることができるよう子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の推進や広報等を活用した本の魅力発信など、読書に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。また、令和5年度から実施している寺子屋スタディにつきましては、子どもの学習意欲の向上と家庭学習の定着を図るため、夏季及び冬季休業期間に加え、今年度においても毎週火曜日から金曜日の放課後に実施してまいります。

高齢者の社会活動促進や健康増進を図るため、やすらぎ大学の講座を通して、充実した生活をサポートし、生きがいや、やりがいを高める学習を令和6年度まで実施してきましたが、学生数の減少や学習内容の重複という課題から、誰もが参加できるシルバー体験講座を試験的に実施し、参加者数の増加につながりましたので、本年度につきましても新たな講座を実施しながら継続してまいります。さらに、誰もが外国語を学び実践できる環境の創出に向け、外国語指導助手（A L T）が中心となり、英会話や外国の文化

に触れるなど、楽しみながら英語に触れる機会を創出してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ活動の振興」であります。スポーツ活動につきましては、スポーツ団体の解散やスポーツ人口の減少など、多くの課題が山積しています。町民それぞれが自ら親しみ生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図るため、各スポーツ団体等と連携を図り、町民が日常的にスポーツを楽しむ活動機会の提供や環境整備に努めていき、豊かな人間性やたくましい身体を育む機会を設けたいと考えております。また、スポーツ協会やスポーツ少年団への活動支援による各種事業の充実やスポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動の普及・促進に努めてまいります。中学校の部活動については、従来の教職員による指導だけではなく、地域住民から指導員を発掘・配置し活動を行う部活動地域展開に向け、国のロードマップに基づき、近隣自治体と連携しながら取り組んでまいります。また、児童の冬季スポーツの振興及び心身の健全な育成を図ることを目的として、小学1年生を対象に共通シーズン券を交付し、リニューアルオープンしたコンサドーレ仁木スキーパークの利用促進を図ってまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の創出」であります。文化・芸術活動の創出につきましては、町民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、暮らしに潤いと活力を与えるため、仁木町民センターを中心とした文化施設を町民の心やすらぐ空間として、各文化団体やサークル活動の交流、参加機会の充実を図り、子どもから高齢者まで文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。また、文化財の保護・活用といたしまして、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、文化財の適切な保存及び活用にも努めて参ります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の適切な管理」であります。社会教育施設の適切な管理につきましては、教養、健康増進、生活文化の向上を図るため、管理人や指定管理者と連携し、引き続き心豊かに生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。教育委員会が管理している施設の多くが建設後30年以上経過していることから、個別施設計画に基づき、計画的な大規模改修等や統廃合について準備を進めてまいります。

以上、令和8年度に取り組む重点施策を申し上げます。仁木町が人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。教育委員会といたしましては、子どもから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携の下、一丸となって本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）以上で『令和8年度仁木町町政執行方針』、『令和8年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後1時26分

再 開 午後1時27分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

お諮りします。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は、3月9日月曜日、午前9時30分より開会しますので、出席をお願いします。

本日のご審議大変ご苦労さまでした。

散 会 午後1時27分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和8年3月6日～16日（11日間）

1日目 令和8年3月6日（金）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後1時27分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認第1号	専決処分事項の承認について 令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）	R8.3.6	承認可決
承認第2号	専決処分事項の承認について 令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）	R8.3.6	承認可決
議案第1号	令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）	R8.3.6	原案可決
議案第2号	令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	R8.3.6	原案可決
議案第3号	令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）	R8.3.6	原案可決
議案第4号	令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）	R8.3.6	原案可決